



鳥取県公報

平成 25 年 5 月 31 日 (金)
号外第 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (56) (雇用人材総室) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

雇用対策法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 訓練手当の支給対象者について定めた規定中、引用する雇用対策法施行規則の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第56号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第2条第2項第1号、第3号から<u>第8号の4</u>まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により次に掲げる職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第2条第2項第1号、第3号から<u>第8号の3</u>まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により次に掲げる職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。